



MTマイルー

MTマイルー

3版 2008年6月30日

目次

第1章 総則

定義	3
規約の範囲及び変更	3
事務局	3

第2章 利用資格

利用資格	4
------	---

第3章 利用方法

マイレージポイント	4
ポイント登録方法	5
キャッシュバック申請方法	5
キャッシュバック方法	7
ポイントの管理	7

第4章 情報管理

マイレージ登録者情報の取扱	8
ID及びパスワードの管理	8

第5章 禁止事項

マイレージ登録者の責任	9
利用資格の停止・抹消	9

第6章 雑則

本サービスの変更	10
本サービス中止の際の取扱	10
損害賠償	10
合意管轄	11

大日本スクリーン製造株式会社（以下、当社という）は、当社が運営するMTマイレージの利用について、以下のとおり本規約を定める。

第1章 総則

(定義)

第1条 MTマイレージとは、レディバードクラブ（以下、LBクラブという）のLBクラブ規約に定める正会員で、当社の主催するMTマイレージ会（以下、本会という）に登録を行いマイレージ会員IDナンバーを取得した者（以下、マイレージ登録者という）が、当社又は株式会社メディアテクノロジー ジャパン（以下、MTJNという）の取扱商品の内別途当社が定める特定商品（以下、対象商品という）を当社又はMTJNから直接又は間接的に購入することにより、当社が当該マイレージ登録者に対して、所定のマイレージポイントを付与し、本規約に定める条件に基づいてマイレージ登録者が保有するマイレージポイントに相当する現金をマイレージ登録者に対してキャッシュバックするサービス（以下、本サービスという）をいう。

(規約の範囲及び変更)

第2条 本規約は、本サービスの利用に関し、当社及びマイレージ登録者に適用するものとし、マイレージ登録者は、本サービスを利用するにあたり、本規約を誠実に遵守するものとする。

2. 当社が本会の専用ホームページに掲示又はその他の方法により規定する個別規定及び当社が随時マイレージ登録者に対し通知する追加規定は、本規約の一部を構成する。本規約と個別規定及び追加規定が異なる場合には、個別規定及び追加規定が優先するものとする。
3. 当社はマイレージ登録者の承諾なく、本規約を変更できるものとし、当該変更は、当社からマイレージ登録者へ通知したときに有効となるものとする。

(事務局)

第3条 当社は、本サービスの円滑な運営を図るため、当社 本社地区内にMTマイレージ事務局（以下、事務局という）を設置する。

第2章 利用資格

(利用資格)

第4条 本サービスの利用資格は、LBクラブの正会員が、当社の定める本会への登録申請用紙に必要事項を記載の上事務局に提出し、当社による正式登録の結果、会員IDナンバーの交付を受けることにより取得することができる。正式登録とは、事務局が申請手続きを確認の上、管理するマイレージ登録者データベースに入力が完了し、登録完了通知及び会員IDナンバーを当該正会員に交付することをいう。

2. 同一法人で、複数の会員IDナンバーを取得した場合、それぞれは別のマイレージ登録者と看做されるものとする。

第3章 利用方法

(マイレージポイント)

第5条 マイレージ登録者が取得できるマイレージポイント（以下、ポイントという）は、別途当社が定めるポイント一覧表に個々の対象商品の取得ポイント数を定めるものとする。ポイント一覧表は、当社が予告なく変更することができるものとし、当社は最新版を本会の専用ホームページに掲載するものとする。

2. 1ポイント当たりのキャッシュバック金額は、金10,000円とする。
3. ポイントの有効期間は、本規約に定める条件に従う限りにおいて無期限とする。付与されるポイントの有効開始日は、毎年1月1日から6月30日までに取得したポイントについては取得当年の7月1日、7月1日から12月31日までに取得したポイントについては、翌年の1月1日とする。取得ポイントは、上記に定める有効開始日に至るまでは未確定ポイントと定義され、第7条に定めるキャッシュバックの対象となるポイントには含まれない。有効なポイントとして確定後は、それ以前の累積されたポイントと合算され、有効保有ポイントとして管理される。キャッシュバック申請に基づきキャッシュバックが実施された時点をもって、当該申請分のポイントは消滅する。

(ポイント登録方法)

第6条 事務局は、マイレージ登録者が対象商品を購入し、搬入が完了することによって、当該対象商品のポイントを新規ポイント（第5条第3項に定める未確定ポイントに該当。以下同じ）として登録する。

2. ポイントの登録が完了後、事務局は専用ホームページの各マイレージ登録者専用サイトに、新規に登録したポイント数を加算した更新データを掲載する。

(キャッシュバック申請方法)

第7条 第5条第3項に定める有効保有ポイントを保有するマイレージ登録者は、当社がキャッシュバック申請を可能と設定した対象商品（以下、本条においてはこれを対象商品という）を新規に購入し、かつ現実に自らの事業所内に設置し、所定の手続きに従いキャッシュバック申請を行うことにより、申請したポイント数に応じたキャッシュバックを当社より受けることができる。但し、以下の期間については、有効保有ポイントの集計及び確定作業を事務局が行うため、キャッシュバック申請の受付を行わない。

- ① 毎年1月1日～1月31日
- ② 毎年7月1日～7月31日

2. キャッシュバックは第8条に定める当社の審査の結果、申請が承認される場合に限定する。また、中古の対象商品（当社がオーバーホールを施し、販売する場合を除く）を購入する場合は新規購入とは看做されないものとする。
3. 前項に定める購入とは、リース契約による取得も含むものとする。
4. キャッシュバックされるポイントは、有効保有ポイントとして登録された履歴の古いポイントから優先して還元される先入先出法によるものとする。
5. 一回のキャッシュバック申請は1ポイント単位とする。キャッシュバック申請のポイント数は、自らが保有する有効保有ポイント数以下で、かつマイレージ登録者が新規購入する対象商品に対応する、対象商品リスト上に定められたキャッシュバック上限ポイント数を上回らないものとする。但し、事由の如何に拘わらず当該キャッシュバック上限ポイント数に相当するキャッシュバック金額より対象商品の購入金額が下回る場

合、キャッシュバック申請のポイント数は当該購入金額を上回らないキャッシュバック申請金額に相当するポイント数以下であることとする。なお、対象商品リスト及びキャッシュバック上限ポイント数は、予告なく当社が変更することができるものとし、当社は最新版を本会の専用ホームページに掲載するものとする。

6. マイレージ登録者は、キャッシュバックの申請を行う場合、本会の専用ホームページの各マイレージ登録者専用サイトにて、キャッシュバック申請ページに掲載されるキャッシュバック申請書に、前項に定めるキャッシュバック申請の可能ポイント数の範囲におけるキャッシュバック希望ポイント数を入力の上プリントアウトし、押印の上、郵送、又は担当営業を通じて事務局へ送付する。
7. 一つの商談において、対象商品が複数含まれる場合、キャッシュバック申請のポイントは、自ら有する有効保有ポイント数で、かつ当該対象商品個々のキャッシュバック上限ポイント数を合算したものを申請上限とする。
8. キャッシュバックは、マイレージ登録者単位でのみ可能とし、複数の異なる会員IDナンバーを有するマイレージ登録者が自ら有する有効ポイントを合算することは認められない。
9. キャッシュバックを実施できる対象商品として、当社商品の保守サービスに関する業務（以下、サービス業務という）及び当社が企画する展示会視察ツアーを含むものとする。サービス業務については、事務局にて各マイレージ登録者毎にキャッシュバック可能ポイント数を累計し、半年毎に各マイレージ登録者に通知するものとし、マイレージ登録者は、当該通知を受領した日よりキャッシュバック申請が行えるものとする。展示会視察ツアーによるキャッシュバック申請方法は、別途事務局より本サービス専用ホームページ等を通じて告知するものとする。
10. マイレージ登録者はキャッシュバックの対象商品の購入から1ヶ月以内にキャッシュバック申請を行うものとする。この有効期限が経過した場合、当該商談を根拠としたキャッシュバック申請は認められない。当該マイレージ登録者が新たにキャッシュバック申請を行うためには、新規取引に基づくキャッシュバック申請を新たに行わなければならない。
11. 前各項に定める条件をすべて満たし、かつマイレージ登録者が適正なキャッシュバック申請の手続きを行った場合に限り、マイレージ登録者はキャッシュバックの権利を取得するものとする。当該条件を満た

さない場合、又はキャッシュバック申請手続きに不備・不正がある場合は、マイレージ登録者が取得するポイントは何ら財産的価値を有するものではなく、マイレージ登録者に当社に対するいかなる債権を発生するものではない。

(キャッシュバック方法)

第8条 マイレージ登録者からのキャッシュバック申請があった場合、当社は事務局において申請内容と実際の取引内容との整合性を、第6条第1項に定めるポイント取得時と同様の方法にて確認し、適正と判断される場合にのみ、キャッシュバック申請受理通知書を交付した上、キャッシュバックを行う。

2. 申請内容に誤り・不備等がある場合、事務局は当該申請を行ったマイレージ登録者に対し、遅滞なくその内容を通知し、再申請を依頼する。
3. キャッシュバックは、第1項に定める審査によって適正とする判断が申請当月15日までに完了した場合は当月末日に、16日以降当月末日までに完了した場合は翌月末日にマイレージ登録者が指定する法人口座（個人口座は認められない）へ振込まれるものとする。
4. 当社は、マイレージ登録者からのキャッシュバック申請において、本規約に違反する事実があると当社が判断する場合、キャッシュバックを拒否することができる。

(ポイントの管理)

第9条 マイレージ登録者のポイントは、事務局が一元管理する。マイレージ登録者は、各々の取得ポイントの確認を本会の専用ホームページにアクセスすることで行うことができる。

2. 当社はポイントの管理に関するサービス提供は、前項に定める内容のみとし、取得ポイントの状況把握、キャッシュバック申請についてはマイレージ登録者が自らの責任において行うものとする。

第4章 情報管理

(マイレージ登録者情報の取扱)

第10条 マイレージ登録者が本サービス登録の際に本会に届け出た事項、及び当社が本サービスにおいて個々のマイレージ登録者に提供するサービスの内容は、当社又は当社が指定する第三者のデータベースに登録され、その情報は当社の所有するものとする。

2. 当社は、登録された情報について、マイレージ登録者識別が可能な状態で第三者に提供しないものとする。但し、当社子会社で本サービスに関与する会社はその限りではなく、必要な範囲において当該情報を開示するものとする。このとき、当該子会社に対しては、当該情報を第三者に開示しないよう管理を徹底させ、その情報管理については当社が責を負うものとする。

(ID及びパスワードの管理)

第11条 当社は、本サービスにおいてマイレージ登録者が自らの取得ポイントを確認するために、専用ホームページ及び各マイレージ登録者専用サイトにアクセスする権利を付与し、マイレージ登録者個別のID及びパスワードを交付する。パスワードは、マイレージ登録者が自ら設定した6桁の番号（英数半角）とし、登録後変更を希望する場合は、所定の変更手続きをもって変更することができる。

2. マイレージ登録者は、当社が交付するID及びパスワードの管理責任を自ら負担するものとする。
3. マイレージ登録者は、ID及びパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等いかなる処分をしてはならない。
4. ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等に起因する損害の責任は、マイレージ登録者が負うものとし、当社は事由の如何を問わず一切その責を負わない。
5. マイレージ登録者はID及びパスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとし、当社からの指示に従うものとする。

第5章 禁止事項

(マイレージ登録者の責任)

第12条 マイレージ登録者は、本規約に定める事項を遵守するほか、下記事項を遵守しなければならない。

- (1) マイレージ登録者は、当社が提供する本サービスを不正の目的をもって利用してはならない。
- (2) マイレージ登録者は、当社が提供するサービスに含まれる情報に関する著作権、商標権、ノウハウ、その他の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為を行ってはならない。
- (3) マイレージ登録者は、自らが保有するポイント（有効保有ポイント及び未確定ポイントを含む）及びマイレージ登録者として有する権利・義務を第三者に譲渡、承継もしくは使用させたり、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保に供するなどの処分を行ってはならない。

(利用資格の停止・抹消)

第13条 マイレージ登録者が以下の事由の一に該当する場合、当社は、マイレージ登録者に何らの通知又は催告をすることなく、本会の利用資格を一時停止し、又は抹消することができる。

- (1) 第12条各号の一つに該当する行為を行っていることが判明した場合
 - (2) ID又はパスワードを不正に使用し、又は使用させた場合
 - (3) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、破産、特別清算、民事再生、会社更正等の申立がなされた場合、又はそのおそれがある場合
 - (5) 振り出した手形、小切手等が不渡処分を受けるなど支払停止状態に至った場合
 - (6) 解散、合併、減資、営業の全部又は一部の譲渡を決議したとき
 - (7) LBクラブ正会員の資格を失った場合
 - (8) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (9) その他、マイレージ登録者として不適格であると当社が判断した場合
2. 前項の規定により、マイレージ登録者資格を抹消された場合は、抹消日時をもって、保有するポイント（有効保有ポイント及び未確定ポイントを含む）は失効するものとする。

第6章 雑則

(本サービスの変更)

第14条 当社はマイレージ登録者に事前の通知をすることなく、本サービスの内容の全部又は一部を変更することができる。このような事態に伴い、取得ポイントの無効・消滅、ポイント取得数の減少、キャッシュバック上限ポイント数の減少、キャッシュバック金額の減少、対象商品の制限又は減少、ポイント有効期間の短縮等（を含み、これらに限らない）マイレージ登録者にいかなる不利益、損害が発生しても、当社はその責を一切負わないものとする。

(本サービス中止の際の取扱)

第15条 当社は、事由の如何を問わず本サービスの全部又は一部を中止することができる。このとき、中止する日の3ヶ月前に、書面にてマイレージ登録者に通知するものとし、中止時点で残存する有効保有ポイントの取扱については、中止時点の諸事情を勘案しながら当社が決定した方法に基づき処理することとする。

2. 前項の規定に基づく取扱の結果、ポイントの無効・消滅、ポイント取得数の減少、キャッシュバック上限ポイント数の減少、キャッシュバック金額の減少、対象商品の制限又は減少、ポイント有効期間の短縮等（を含み、これらに限らない）マイレージ登録者にいかなる不利益、損害が発生しても、当社はその責を一切負わないものとする。

(損害賠償)

第16条 本サービス及び本規約の規定に関連して発生したマイレージ登録者又は第三者の損害について、当社は一切の責任を負わないものとする。

2. マイレージ登録者が本サービス利用によって第三者に対して損害を与えた場合、マイレージ登録者は自己の責任と費用をもって解決し、当社に一切損害を与えないものとする。
3. マイレージ登録者が本規約に反した行為、又は不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該マイレージ登録者に対して、相応の損害賠償の請求ができるものとする。

(合意管轄)

第17条 本規約に関して紛争が生じた場合、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

MTマイレージ 事務局

〒602-8585 京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1
大日本スクリーン製造株式会社 メディア&プレシジョンテクノロジーカンパニー内
Tel. 075-414-7610 Fax. 075-414-7608
【URL】 <http://mt-mileage.screen.co.jp/>

3版 1刷

196-004 2008年 6月発行 020 3TM (R1-0)